

がん専門薬剤師研修事業に係る経費の取り扱い

平成 19 年 4 月 1 日

社団法人 日本病院薬剤師会

1. 研修委託費について

- ① 抗がん剤調製等の実技研修に消費する医療用消耗品等及び講義研修の講義資料の作成に要する消耗品費として、平成 19 年度については研修生 1 人あたり 15 万円を限度として研修施設に補助します。

支払いについては、研修施設から請求書を送付していただきます。後日、指定された銀行口座に入金いたします。

2. 講師謝金について

- ① 研修施設で講義研修の講師に対する謝金として、当会が支給します。
- ② 当会の規定に基づき、1 時間あたり内部講師は 2 万円、外部講師は 5 万円を支給します。
- ③ 講師の氏名、講義名、1 回の時間数、講義のコマ数を当会に事前に情報提供して頂きます。
- ④ 講師謝金の支払い方法は、施設の希望により講師個人の銀行口座に入金する方法と研修施設に講師の謝金を一括して入金する方法があります。
- ⑤ 講師個人の銀行口座に入金する場合には、別添の「銀行振込依頼書」に必要事項を記載して当会へ提出していただきます。
- ⑥ 支払い時期は、年度末にお支払いする予定です。

3. 講師旅費について

- ① 外部講師が研修施設において講義を行った際に、外部講師の勤務先から研修施設までの往復の旅費を支給いたします。
- ② 支払い時期は、年度末にお支払いする予定です。

4. 賃金雇用経費について

- ① 本研修事業の実施に必要な賃金職員の雇用を希望する施設に対して支出します。
- ② 賃金職員の雇用については、採用人数、採用時期、採用期間、雇用経費等について事前に当会の事務局へご連絡頂きますようお願いいたします。
- ③ 支払い時期は、年度末にお支払いする予定です。

5. 覚書・契約書について

同研修事業に係る講師謝金、講師旅費、賃金職員雇用経費等の支払い方法、支払い時期、研修期間について覚書もしくは契約書を結んだ上で対応していただきます。覚書もしくは契約書の内容については、事前に当会の事務局にご相談願います。